

浜松市浜北地域活動・研修センターに係る審査基準及び処分基準

(目的)

第1条 この基準は、浜松市浜北地域活動・研修センター条例（平成17年浜松市条例第226号。以下「条例」という。）に基づく申請に対する処分及び不利益処分を行うに当たっての審査基準及び処分基準を定めることにより、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって条例の適正かつ円滑な執行を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び浜松市浜北地域活動・研修センター条例施行規則（平成17年浜松市規則第229号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(利用の申請の優先順位)

第3条 条例第7条に基づく利用の許可は、センターの利用の申請が他の利用許可と競合する場合先着順とする。

(利用の許可に係る審査基準)

第4条 次のいずれかに該当する場合は許可しない。

(1) 条例第8条第1号に規定する「公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき」として、次の各号のいずれかに該当する場合

(ア) センターの利用者に生命、身体又は財産が侵害され、公共の安全が損なわれるという明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見される場合

(イ) 刑法（明治40年法律第45号）、軽犯罪法（昭和23年法律第39号）その他の法令による刑の対象となる行為を過去に反復継続して行うなど、センターの利用を許可した場合にこれらの行為を行うことが具体的に予見される場合

(2) 条例第8条第2号に規定する「集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき」として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等が主催し、又は共催してイベント等を行う場合

(3) 条例第8条第4号に規定する「管理上支障があると認めるとき」として、次の各号のいずれかに該当する場合

(ア) 主催者が利用目的を平穩に行おうとしているのに、その利用目的や主催者の思想、信条等に反対する者らが、これを実力で阻止し、妨害しようとして紛争を起こすおそれあって、警察の警備等によってもなお混乱を防止することができないなど特別な事情がある場合

（平成8年3月15日最高裁判決参照）

(イ) 利用予定人員が施設の収容人数を著しく超える場合その他申請者若しくは他の利用者の安全の確保又は施設の設備の機能等に支障を生じると認める場合

(ウ) 施設の定期点検その他管理上必要な事由により施設を利用することができない場合

(エ) 条例第4条に規定する開館時間以外の時間又は条例第5条に規定する休館日に利

用する場合。ただし、開館時間の変更又は臨時の開館により利用させる場合を除く。

(利用許可の取消しに係る処分基準)

第5条 条例第13条の規定による許可の取消し、利用条件の変更又は利用の停止は、次の表に定めるところにより行うものとする。

要件	処分内容
1 条例第13条第1号	-
(1) 条例第9条第2項の規定に違反して使用料を納付しない場合	許可の取消し
(2) 条例第12条の規定に違反して利用の権利を譲渡し、又は転貸した場合	許可の取消し
(3) 規則第10条各号に規定する遵守事項に違反した場合	-
ア 規則第10条第1号の規定に違反したとき。	利用の停止
イ 規則第10条第2号の規定に違反したとき。	利用の停止
ウ 規則第10条第3号の規定に違反したとき。	-
(ア) 利用前において違反が明らかになったとき。	許可の取消し
(イ) 利用の際違反が明らかになったとき。	利用の停止
エ 規則第10条第4号の規定に違反したとき。	利用の停止
オ 規則第10条第5号の規定に違反したとき。	-
(ア) 利用前において違反が明らかになったとき。	許可の取消し
(イ) 利用の際違反が明らかになったとき。	利用の停止
(4) 正当な理由がなく、規則第11条の規定による職員の入室を拒んだ場合	利用の停止
(5) 偽りその他不正な手段により、条例第7条の許可を受け、又は条例第10条の規定による使用料の減免を受けた場合	許可の取消し
2 条例第13条第2号	-
(1) 第4条第1項アに該当する場合	-
(ア) 利用前において違反が明らかになったとき。	許可の取消し
(イ) 利用の際違反が明らかになったとき。	利用の停止
(2) 第4条第1項イに該当する場合	指定の取消し
(ア) 利用前において違反が明らかになったとき。	許可の取消し
(イ) 利用の際違反が明らかになったとき。	利用の停止
(3) 第4条第2項に該当する場合	-
(ア) 利用前において違反が明らかになったとき。	許可の取消し
(イ) 利用の際違反が明らかになったとき。	利用の停止
(4) 第4条第3項アに該当する場合	-
(ア) 利用前において違反が明らかになったとき。	許可の取消し

(イ) 利用の際違反が明らかになったとき。	利用の停止
(5) 第4条第3項イに該当する場合	-
(ア) 利用前において違反が明らかになったとき。	許可の取消し
(イ) 利用の際違反が明らかになったとき。	利用の停止
(6) 利用前において第4条第3項ウに該当することが明らかになった場合	許可の取消し又は利用条件の変更
(7) 利用前において第4条第3項エに該当することが明らかになった場合	
3 利用の条件を変更し、又は利用を停止した場合において、利用者が、正当な理由がなく、条件に従わず、または利用を継続しようとしたとき。	許可の取消し

(特別設備の許可に係る審査基準)

第6条 条例第14条に規定する「特別設備をしようとするとき」とは施設に変更を加える場合をいう。

(標準処理期間)

第7条 次に掲げる申請等があった場合は、申請日から7日以内に処理を行う。

- (1) 規則第2条第1項の規定によるセンターの利用許可の申請
- (2) 規則第4条の規定によるセンターの利用許可の取消し又は変更の申し出
- (3) 条例第9条第2項のただし書きの規定による使用料の後納の申請
- (4) 規則第7条第1項の規定によるセンター使用料の減免の申請
- (5) 規則第8条第2項の規定によるセンター使用料の還付の申請
- (6) 規則第9条の規定による特別の設備の申請

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。